

## 申請用総合ソフトによる登記申請書の作成・処理状況の確認

- 会社の登記申請書を**無料・簡単**に作成できます。 **!**
- 「電子署名」, 「電子証明書」は**不要**です。 **!!**
- 登記の処理状況が**オンライン**により確認できます。 **!!!**

**手順は以下のとおりです。**

- |   |                              |   |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 「申請用総合ソフト」<br>のダウンロード (別紙:1) | 登記供託オンラインシステムから「申請用総合ソフト」をダウンロードします。<br>   |
| 2 | 申請者情報の登録 (別紙:2~4)            | 申請者情報(ID・パスワード)を登録します。 <b>※初回のみ必要です。</b>  |
| 3 | 申請書作成 (別紙:5~13)              | 申請書様式一覧から申請書様式を選択し、必要事項を入力します。<br><b>※入力の際は、法務局ホームページの「商業・法人登記申請手続」から記載例を取得し、参照願います(<a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html">http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html</a>)。</b> |
| 4 | 申請書情報の送信 (別紙:14)             | 上記3で入力した申請書情報を登記を申請する法務局に送信します。<br><b>※登記の処理状況等を確認できるようにするための手順です。</b><br><b>※登記の申請は、登記申請書を法務局に提出する必要があります(下記7)。</b>  |
| 5 | 登記申請書の印刷 (別紙:15)             | 法務局に提出する登記申請書を印刷します。  |
| 6 | 登記申請書の作成<br>(別紙:16~18)       | 法務局に提出する登記申請書を作成します。<br><b>※上記5の印刷物に押印等を行い、登記申請書を作成します。</b>   |
| 7 | 登記申請書の提出                     | 法務局に登記申請書を提出(持参又は送付)します。<br><b>※登記申請書には添付書類を添付する必要があります。</b><br><b>※添付書類は、上記3の記載例を参照願います。</b>   |
| 8 | 処理状況の確認 (別紙:19)              | 登記申請の処理状況を確認します。  |

○詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

〈登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について〉

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)

○お問合せ先 静岡地方法務局法人登記部門

TEL:054-254-3555(音声案内「3」の次に「3」)